学校法人 名古屋石田学園
法人本部

建学の精神
彼我一体
報謝の至誠
文化の創造
世界観の確立

寄付のお願い

NAGOYA ISHIDA EDUCATIONAL FOUNDATION

建学の精神に基づく学園の更なる発展に向けて

平素より本学園の教育に、多大なるご支援とご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

本学園は昭和16年に創立いたしました明徳学舘を出発点として、建学の精神「彼我一体」を基に「報謝の至誠」・「文化の創造」・「世界観の確立」の三本柱を掲げて、教育活動にいそしんできました。着実に成長を遂げながら総合学園として発展と前進を続けております。令和3年度の学園創立80周年を皮切りに、各学校がそれぞれ周年の節目を迎え、更なる飛躍を目指しております。今後も様々な環境の変化に対応しつつ、建学の精神を貫き邁進する所存でございます。

つきましては是非とも皆様方より、温かいご支援を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

学校法人名古屋石田学園
理事長　石田　正城

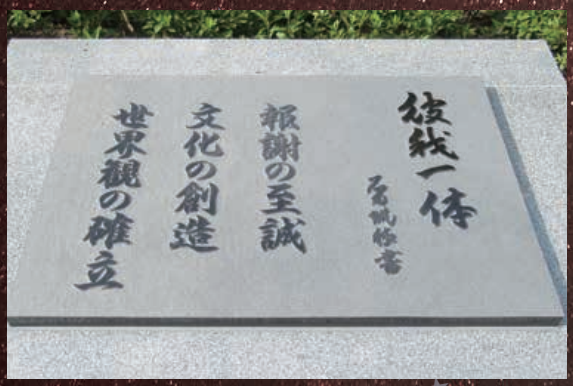

「One 星城」を推進します ――

寄付金募集要項

1 寄付金募集の使途及び寄付金募集目標額

教育施設・教育研究機器備品の整備および教育の充実を図るため……3,000万円

2 寄付お申込み期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 寄付金の種類

個人様……1口1万円（なるべく2口以上のご協力をお願いいたします）
法人様……1口5万円（なるべく複数口でのご協力をお願いいたします）
◆1口未満のご寄付もありがたくお受けいたします。

4 税制上の優遇措置

個人様	「所得控除」の制度により、寄付金額※が2千円を超える場合、その超えた金額は当該年の所得から控除されます。※年間総所得金額の40%が上限 《参考》寄付金額 5万円 寄付金額 5万円 － 限度額 2千円 ＝ 所得控除額 × 所得税率 20% ＝ 減税額 9,600円 所得金額に応じ、5%～45%の所得税率を乗算（例:年間所得金額500万円→所得税率20%） 確定申告時、本学園発行の「寄付金受領書」「特定公益増進法人証明書」を添付し、所轄の税務署に申告してください。
法人様	「受配者指定寄付金」の制度により、寄付金の全額をご寄付いただいた事業年度の損金に算入できます。 日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」を本学園経由にてお送りしますので、決算の法人税申告時に添付し申告してください。

5 お申込み方法

◎書面によるお申込み

別紙寄付申込用紙にご記入の上、同封の封筒にてお申込みください。
お支払いの際は、三菱UFJ銀行又はその他の金融機関にてお手続きください。
（同封の振込用紙にて三菱UFJ銀行の本・支店をご利用いただけますと振込手数料は無料です）

◎Webによるお申込み（個人のみ）

本学園ウェブサイトよりお申込みください。
Webによるお申込みをご利用いただけますと、金融機関へお越しいただくこと無く、Web上でお支払いが可能です。

お申込み方法の詳細につきましては、学校法人名古屋石田学園ウェブサイトトップページ（http://www.n-ishida.ac.jp/）「寄付協力のお願い」をご参照ください。

（Webサイト）

※当寄付金は、あくまで任意でお願いしているものです。なお、名古屋石田学園各校への入学願書受付開始日から入学までの期間については、ご本人様および保護者様からのご寄付はご遠慮いただいております。何卒ご了承ください。

6 遺贈による寄付制度について

近年、相続を検討される中で、慣習にとらわれない自由な（法定相続人以外への）相続を求められる方も増えてまいりました。将来、資産の一部を名古屋石田学園に遺贈として寄付をお考えの卒業生、篤志家の方々に、その取り扱いについて信託銀行と提携を行い、本制度を設けました。遺言信託を利用することにより無料相談、執行にあたっての手続きなど円滑に進められます。つきましては、この制度を利用いただき本学へご寄付くださいますようお願いいたします。

遺贈制度の流れ

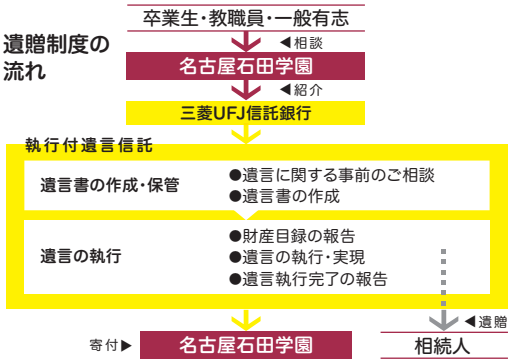

7 個人情報保護について

寄付のお申込みに際してご記入いただいた情報に関しては、寄付者顕彰、芳名録の作成、寄付金管理や事務上の連絡以外に使用いたしません。

ご連絡・お問い合わせ先　学校法人名古屋石田学園 法人本部事務局
〒476-8588 東海市富貴ノ台二丁目172番地　電話：(052)689-6002　FAX：(052)689-6003